

12-7 環境保全措置

1 環境保全措置の検討

環境保全措置に関しては、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う陸生植物への影響を可能な限り回避・低減するための措置を検討し、どうしても回避・低減が困難な場合は、対象事業の実施により損なわれる環境の価値を代償するための措置を検討する。

環境保全措置は、対象事業の計画策定の過程又は環境影響評価の結果を基に、陸生植物への影響を回避・低減又は代償するための措置として検討する。

また、環境保全措置の検討に当たっては、地域の自然的・社会的特性を十分に踏まえて、何を保護し、どのような影響をどこまで軽減するための保全対策であるかを明確にすることが重要である。

なお、影響の種類や程度によっては、事業計画の抜本的な変更が必要となる場合もある。また、保全水準を達成出来ると判定した場合であっても、より一層の保全対策を講じることが望ましい。

植物に係る環境保全対策は、次の事項を考慮して行う。

- 注目すべき個体、種、群落のうち極めて価値が高いものが分布する場合は、原則としてその生育場所を改変区域から除外するとともに、その生育環境の保全に必要な条件（水象、日照等）を確保するなどにより、将来にわたって残存させる。
- なお、生育環境の確保に必要な条件について技術的対応が可能である場合は、人工的な補足手段を講じ生育環境の保全を行うことも可能である。このような例としては地下水位低下に対する水の注入、伐採地周辺への植栽による日影確保等が考えられる。
- 上記以外の注目すべき個体、集団、種及び群落については、それぞれの生育場所を最大限残存させることを基本とし、これが困難な場合には同様な環境条件を有する区域への移植を行う。ただし、移植はやむを得ない場合の代償的措置として行うものとし、安易に移植に頼らないよう配慮する。また、移植を行う場合は、移植前の生育環境、移植予定地の生育環境等について十分な調査を行い、適切な移植地の選定、移植までの適切な準備、移植後の適切な維持管理及び事後調査を実施する。
- 特に1年草については、移植のみでは保全対策として不十分であり、活着して世代交代が行われることを確認する、又は採取した種子を播種する等の対策が必要となる。

また、具体的な保全対策の例は、次のとおりである（表12-14参照）。

【回避・低減】

- 改変区域や造成区域の縮小や変更などにより重要な種・群落の生育地への影響を回避・低減する。
- 工法の工夫により、改変区域及びその周辺の工事による改変量を抑える。
- 植物の生育条件として地下水や湧水が重要である場合、地下水位に著しい影響を与えるような地下構造物の設置や地下工事などを避ける。
- 事業区域内を積極的に植栽及び緑化することにより、減少した生育環境を修復する。また、林縁部に積極的に植栽等を行うことによりマント群落を成立させ、改変部と未改変部の境界にある植生への影響を緩和する。なお、植栽する樹種の選定に当たっては、帰化の可能性のある種及び周辺の植物と交雑するような可能性のある種は植栽しない等十分留意し、できる限り事業区域内に生育している樹種を用いる。
- 改変区域から採取した表土を仮置きし、表土保全を図り、事業区域内の緑化に活用